

Ⅱ 事業のあらまし

(令和元年度)

事業運営方針（基本理念）

《使 命》

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障害のある方、生活障害のある高齢者の方の様々なニーズを捉え、住み慣れた地域の一員として、その人らしく質の高い生活ができるよう、リハビリテーションの視点から自立を支援します。

- 1 医療、相談及び判定を通して、援護の実施者である市町村および障害のある方をケアマネジメントの視点で支援します。
- 2 関係機関と連携し、宮城県の地域リハビリテーションを推進します。
- 3 リハビリテーションの専門的、技術的な中枢機関として、調査・研究を行うとともに、人材育成に努めます。

平成18年4月策定

1 地域リハビリテーション推進強化事業

当センターの基本理念に基づき、県内の地域リハビリテーション支援体制の中核的役割を担うことをめざし、また、障害福祉課から示されている「地域リハビリテーション推進強化事業の取組方針」に則り、それぞれの関係機関と連携・役割分担を図りながら本事業を実施し、県内の地域リハビリテーション支援体制づくりを進めています。

地域リハビリテーション推進強化事業取組方針（平成30年度から令和2年度まで）

- 1) 障害児・者における地域支援体制の基盤整備
- 2) 障害児・者支援の施設・事業所における支援機能強化
- 3) 高齢者の地域包括ケアシステムにおけるリハビリテーション提供体制の充実
- 4) リハビリテーション推進に資する人材育成

（1）推進体制整備事業

保健福祉事務所が行っている二次圏域での事業の取組みについて、地域課題の集約や事業化の検討及び企画等を支援するほか、リハビリテーション関係機関・団体との調整を図りながら全県のリハビリテーション提供体制を推進しています。また、宮城県内におけるリハビリテーション提供施設等の情報提供や、リハビリテーション専門職、障害福祉事業所職員等の人材育成も行います。



※福祉用具セミナーの様子

（2）専門的・技術的支援事業

保健福祉事務所からのリハビリテーション相談等に対し、必要に応じ当センターや外部から専門スタッフを派遣します。

「ALS 患者等に対するコミュニケーション支援事業」は、平成30年5月30日付「ALS等難病患者へのコミュニケーション支援指針」に基づき、保健福祉事務所のリハビリテーション専門職と連携しながら専門的技術支援に取り組んでいます。当センターはコミュニケーション相談と重度障害者用意思伝達装置の補装具判定を担当しています。

障害者の自動車運転について、利用者・家族・支援者が必要な知識・情報・技術を深めるために個別相談等を行い、利用者の自立を支援します。



ほかには、福祉機器等リハビリテーション関連物品（コミュニケーション関連物品、移動機器など）の展示・貸出しや、保健福祉所が必要とする簡易な福祉用具等に関する製作支援を行います。



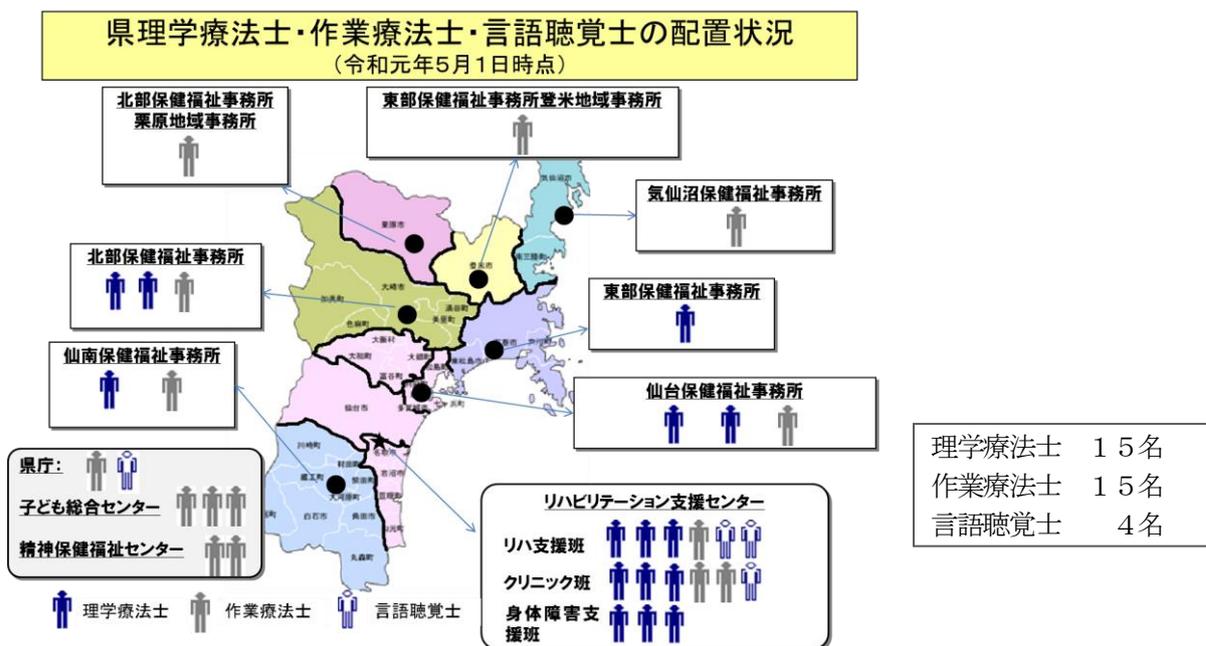
(3) 調査・研究事業

リハビリテーション資源の充実やリハビリテーションサービスの質の向上を図るため、リハビリテーション関係者のニーズ及びサービスなどの調査・研究を行うとともに、新たなリハビリテーションプログラムや相談・支援用のツール等の開発・研究を行い、ホームページで公表しています。

今年度は、平成 30 年度に作成した「障害のある方のくるまの運転総合ガイドブック 3」を周知する研修会を実施する予定です。

(4) その他の事業

リハビリテーション支援センター全体で行っている地域リハビリテーションスタッフ研修会の企画や関係機関実施事業の技術協力を行います。



2 身体障害者更生相談事業

身体障害者の福祉の推進を図るため、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導、医学的・心理学的及び職能的判定並びに身体障害者手帳の交付を行うとともに、補装具の処方・適合判定及び自立支援医療（更生医療）の要否判定などを行い、身体障害者の日常生活能力及び社会生活能力の回復・向上を目指し、社会参加活動の促進を支援します。

（１）身体障害者手帳の交付等

身体障害者手帳の交付を行うとともに、審議会での審査を経て、手帳交付申請の際の診断書を作成する身体障害者福祉法第15条第1項の医師の指定を行います。

（２）補装具の処方及び適合判定

市町村からの依頼に基づき、所内相談、巡回相談及び在宅相談による処方及び適合判定を行います。

《相談・判定業務の実施予定》

肢体不自由者相談	(所内)	毎週木曜日 年間42回
〃	(巡回)	毎週水曜日（一部の木曜日） 年間53回
聴覚障害者相談	(所内)	毎月第1・3火曜日 年間24回
視覚障害者相談		随時 年5回程度

（３）自立支援医療（更生医療）の要否判定及び医療機関の指定

市町村からの依頼に基づき、自立支援医療（更生医療）の要否判定を専門医が行います。

また、医療機関からの申請に基づき、審議会での審査を経て、自立支援医療（更生医療・育成医療）機関を指定します。

内部障害者更生医療相談（腎臓・心臓）	毎月第2・4水曜日 年間各24回
内部障害者更生医療相談（小腸・免疫・肝臓・肢体不自由等）	随時

（４）地域リハビリテーション推進事業

① 身体障害者地域リハビリテーション相談事業

地域における身体障害者のリハビリテーションの充実強化を目的に、保健、医療、福祉等の各関係機関と連携を図りながら、補装具判定等で相談会場に来所困難な重度身体障害者、又は在宅で相談・指導を行う方がより効果的と思われる障害者に対して、在宅訪問を関係機関の担当職員の協力のもとに実施します。

② 補装具適正化事業

補装具費支給にかかる判定・処方・製作等の資質向上および適正化を図るため、関係機関への研修や情報交換、検討会や審査会を開催します。

③ 障害者支援施設利用者相談事業

補装具を使用している施設利用者に対する補装具の使用状況の確認と使用環境の評価、施設職員に対する装着や使用方法の指導等を行います。

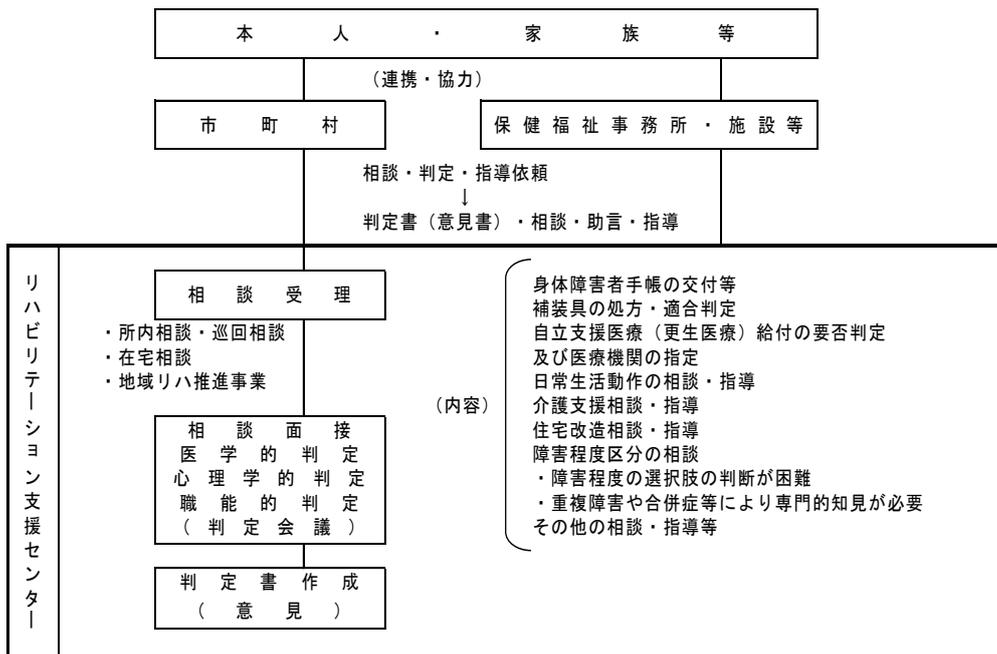
④ 身体障害者福祉担当職員等研修会の開催

市町村職員を対象に、業務の円滑な推進と、資質の向上を目的に研修会を開催します。

⑤ 地域リハビリテーションスタッフ研修会

地域リハビリテーションの推進のために地域リハビリテーションに関わる様々な方々を対象にセミナー等を開催し、ネットワークの促進を図ります。

《 業 務 系 統 図 》



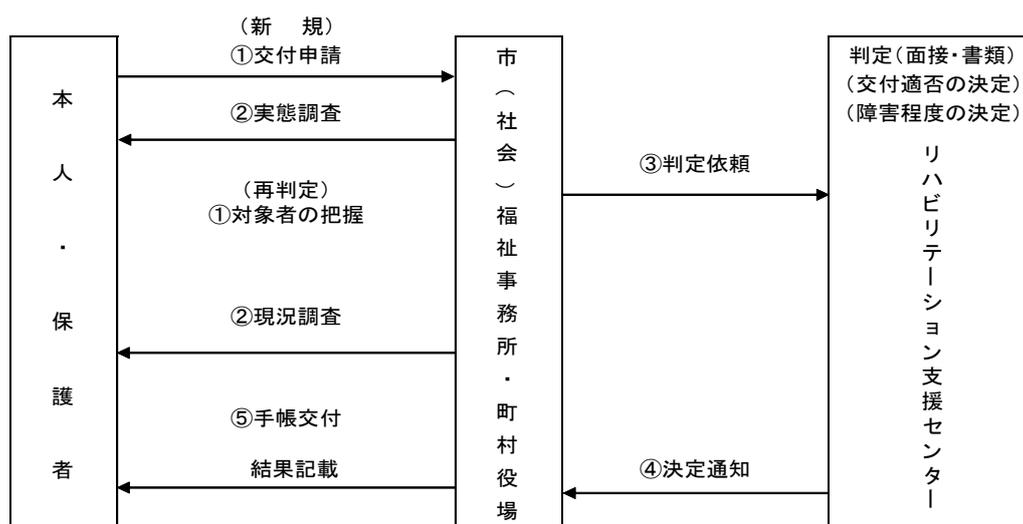
3 知的障害者更生相談事業

知的障害者の福祉の推進を図るため、精神科医師や心理士等による医学的・心理学的及び職能的判定を実施し、療育手帳の交付を行い、知的障害者への一貫した療育や福祉サービス、障害者雇用などを受けやすくし、障害者の自立支援や社会参加活動の促進を支援します。

また、知的障害者への直接的援護者である市町村職員への研修を実施するとともに、専門的知識及び技術を要するケースへの専門相談を行っています。

(1) 療育手帳の交付等

医学的判定、心理学的判定及び職能的判定並びに社会調査により判定した療育手帳判定書に基づき、知事が交付決定を行い療育手帳を交付しています。



《療育手帳の交付及び交付後の障害程度の確認に関する判定の流れ》

(2) 相談判定

① 来所相談

イ 総合来所相談

仙台市を除く各保健福祉圏域に居住する来所可能な対象者には、当センターに来所してもらい、精神科医・保健師・心理判定員・ケースワーカー等による医学的、心理学的及び職能的判定を行っています。

ロ 一般来所相談

上記に準じて、医学的判定を必要としないと判断された方を対象に行っています。

② 巡回相談

地域的な利便性や障害の程度を考慮し、保健福祉圏域ごとの相談会場や訪問相談を設定する等の年間計画を策定し、精神科医・保健師・心理判定員・ケースワーカー等のチーム編成により、地域の会場で医学的、心理学的及び職能的判定を行い、併せて市町村知的障害者福祉担当職員の参加を得て、判定連絡会議を開催する等、地域生活援助に必要な相談に応じています。

現在、次の2種類の巡回相談を実施していますが、来所が困難な対象者には必要に応じ、在宅訪問相談を実施する場合があります。

イ 地域巡回相談

仙台保健福祉圏域を除いた6カ所の保健福祉圏域において実施しています。

ロ 施設巡回相談

知的障害者に係る障害者支援施設利用者の療育手帳交付後の障害程度の確認のための判定や、市町村及び施設の依頼に応じて、処遇に必要な評価判定を行い、意見を提供しています。

(3) 障害者支援施設利用者相談

保健福祉事務所で実施する地域リハビリテーション活動に対して、専門的・技術的な支援等を行います。

(4) 知的障害者福祉担当職員研修会の開催

知的障害者に対する援護の実施機関である市町村の知的障害者福祉担当職員及び県保健福祉事務所の関係職員を対象に開催し、職員の資質の向上を図っています。

(5) 地域生活支援の推進のための事業の実施

知的障害者の相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とする処遇困難なケースに対して、援護の実施者である市町村との連携のもと、地域の知的障害者とその家族の全体的な支援を行い、地域のネットワーク化を推進するため、支援検討会議を実施するとともに、市町村その他支援関係機関の主催する研修会等へ講師を派遣します。

4 診療部門における リハビリテーション事業

リハビリテーション科・整形外科・脳神経外科を標榜する附属診療所において、治療および支援計画に基づき心身機能や生活状況および環境面の評価、身体機能や活動能力の改善および維持、地域生活への参加に繋がるためのリハビリテーションを実施します。

(1) 障害者医療相談事業（障害者クリニック）

心身に障害がある方（若年障害者、脳性麻痺・高次脳機能障害など）の身体機能評価、生活障害全般の相談、補装具外来、シーティングクリニック、痙縮外来等を専門の医師が行います。また、関係する診断書の作成も行います。

診療日時：月曜日から金曜日（9時～16時まで）

(2) 外来利用者のリハビリテーション医療

地域の医療機関からの紹介、支援者や当事者からの要望に応じて、肢体不自由・高次脳機能障害・コミュニケーション障害等のある方に対し、医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門スタッフが障害児（者）リハビリテーション・脳血管疾患等リハビリテーション・運動器リハビリテーション医療を行います。

診療日時：月曜日から金曜日（9時～16時まで）

(3) 障害者検診事業

身体に障害がある方で、機能低下が生じても早期に相談できる場所がないことで、二次障害を来している状況が散見されています。そこで、ポリオ、脳性麻痺等による身体に障害がある方を対象とした検診を実施し、身体機能・ADL（日常生活動作能力）等の評価や医療相談を行い、残存機能の維持改善、症状緩和のための助言等を行います。また、センター会場のほか、遠方に住んでいるため当センターにおいて受検するのが困難な障害者が、移動負担が少ない近場での受検が出来るように、試行的に7圏域9カ所（仙南：1、仙台：2、大崎：2、栗原：1、登米：1、石巻：1、気仙沼：1）での巡回検診を行います。

実施期間：5月から12月の第二水曜日・第四金曜日（月2回） 予約制

5 高次脳機能障害者支援事業

宮城県では当センターと東北医科薬科大学病院が高次脳機能障害者の支援拠点機関に指定されています。高次脳機能障害者が医療機関から在宅、在宅から社会参加に繋がるように、来所や巡回での相談支援を行い、また、啓発活動等の研修会などを開催するほか、地域において医療、福祉、就労等継続した支援が受けられるような高次脳機能障害支援のネットワークを構築しています。

(1) 高次脳機能障害相談事業

当事者、ご家族、関係者からの電話、来所などによる相談に応じています。また各市町村、各種施設、保健福祉事務所からの相談に応じて地域に出向きます。

(2) 高次脳機能障害研修事業

高次脳機能障害者・家族、支援者からの相談窓口となる方を対象に、基本的な障害の理解や支援についての研修会を開催しています。また、関係機関が開催する研修会に、講師として職員を派遣します。

(3) 高次脳機能障害支援担当職員養成事業

本事業の担当職員は、国立障害者リハビリテーションセンターが主催する研修会や会議等に出席するなどして、資質向上に努めています。

(4) 高次脳機能障害に関する支援体制の整備

高次脳機能障害者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域連携パス（ファイル）の作成・普及、診断書作成マニュアルの作成・普及、医療機関ネットワーク会議の開催などを通じて、高次脳機能障害の診断や支援体制の整備を図るほか、保健福祉事務所が行う関係事業への協力や障害福祉課が行う地域拠点病院の指定に係る協力をおこないます。

高次脳機能障害者支援事業概念図

